

## 倉敷市高齢者等就業支援団体認定事務に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターに準ずる者（以下「倉敷市高齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (要件)

第2条 倉敷市高齢者等就業支援団体として認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 倉敷市内に主たる事務所を置き、営利、非営利を問わず法人格を有する団体であること。
- (2) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、法第2条第2項に規定する高齢者等（以下「高齢者等」という。）についての職業生活の充実その他福祉の増進に資する内容が含まれていること。
- (3) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - ア 倉敷市内に居住する者（以下「市内居住者」という。）の割合が、その団体に属する者（賛助会員等以外の個人に限る。以下「構成員」という。）の5分の4以上であること。
  - イ 倉敷市内居住者である構成員のうち、60歳以上の者の割合がおおむね3分の2以上又は55歳以上の者の割合がおおむね4分の3以上であること。
- (5) 高齢者等の就業の機会の確保と組織的提供に係る業務を行っていること。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定希望者とししない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 倉敷市暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第45号）に基づく排除措置を受けている者

### (認定の申請)

第3条 認定希望者は、倉敷市高齢者等就業支援団体として認定を受けようとするときは、市長が別に定める時期に、倉敷市高齢者等就業支援団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 通常申請（2年ごとに認定の対象年度を定めて実施する認定の申請をいう。以下同じ。）
- (2) 追加申請（通常申請の翌年度に追加で実施する認定の申請をいう。以下同じ。）

### (認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、適当と認めるときは倉敷市高齢者等就業支援団体として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認定したときは倉敷市高齢者等就業支援団体認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは倉敷市高齢者等就業支援団体認定却下通知書（様式第3

号)により、速やかに当該申請をした認定希望者に通知するものとする。

(認定団体の公表)

第5条 市長は、前条第1項の規定により倉敷市高年齢者等就業支援団体として認定を受けた者(以下「認定団体」という。)について、認定後速やかに倉敷市高年齢者等就業支援団体名簿(様式第4号)に登載し、公表するものとする。

(認定期間)

第6条 認定団体の認定期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 通常申請に係る認定期間 当該認定の日から認定の日の属する年度の翌年度の末日まで
- (2) 追加申請に係る認定期間 当該認定の日から認定の日の属する年度の末日まで

(認定要件の確認)

第7条 認定団体は、その認定期間中に、市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

(変更の届出)

第8条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに倉敷市高年齢者等就業支援団体変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定団体の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
- (2) 第2条に掲げる要件のうち、該当する要件に変更があったとき。

(状況報告)

第9条 認定団体は、毎年4月30日までに、倉敷市高年齢者等就業支援団体状況報告書(様式第6号)により、認定日の属する年度を除き、毎年4月1日現在の認定団体に属する者の人数等の状況を市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の倉敷市高年齢者等就業支援団体認定取消通知書(様式第7号)により当該認定団体に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほかの必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。